

## ※一部のみ抜粋

### 川崎市認知症対応型共同生活介護事業者等選定基準

(趣旨)

第1条 この選定基準は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護に係る法第78条の2第1項の申請があり、かつ、法第78条の2第6項第4号の規定に該当する場合及び法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護に係る法第70条第1項の申請があり、かつ、法第70条第4項又は第5項の規定に該当する場合（法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護に係る法第78条の2第1項の申請があり、かつ、法第78条の2第6項第4号の規定に該当する場合を含む。）に指定事業者の選定を円滑に行うための基準を定めるものである。

2 この選定基準における、内定申請受付、申請、内定及び選定については、特に定めのない限り、第1項に規定する認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護（地域密着型特定施設入居者生活介護を含む。以下同じ。）に係る内定申請受付、申請、内定及び選定を指すものとする。

(選定の基準)

第2条 認知症対応型共同生活介護に係る選定の基準は別表1「認知症対応型共同生活介護事業者選定基準」に照らし、ユニットごとに、かつ、選定項目ごとに採点するものとし、選定項目ごとの合計点をもって選定基準とするものとする。

2 前項の選定基準は、認知症対応型共同生活介護事業者選定一覧（第1号様式）によって記載するものとする。

3 特定施設入居者生活介護に係る選定の基準は別表2「特定施設入居者生活介護事業者選定基準」に照らし、選定項目ごとに採点するものとし、選定項目ごとの合計点をもって選定基準とするものとする。

4 前項の選定基準は、特定施設入居者生活介護事業者選定一覧（第2号様式）によって記載するものとする。

5 行政処分及びそれに準ずる処分を受けた事業者については、処分決定日において申請を無効とし、その内定を取り消し、その翌日から起算して5年間が経過するまでの間に申請期間（市が申請書等によって申請を受理する期間をいう。以下同じ。）がある内定申請受付に申請できないものとする。

6 内定時に誓約した事項を遵守できなかった事業者については、天災その他不可抗力により事業者の責に帰すことができない場合を除き、遵守できなかったことが確定した日においてその内定を取り消し、その翌日から起算して5年間が経過するまでの間に申請期間がある内定申請受付に申請できないものとする。

(その他)

第3条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成18年2月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 20 年 12 月 15 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行の日前の旧基準によって選定された事業者は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 22 年 8 月 25 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行の日前の旧基準によって選定された事業者は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 25 年 5 月 23 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行の日前の旧基準によって選定された事業者は、なお原則従前の例によるが、事業者の意思により本要綱の適用を希望する場合はこの限りではない。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 27 年 8 月 20 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行の日前の旧基準によって選定された事業者は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行の日より前に申請した事業者は、その申請時点における基準による。

## 川崎市特定施設入居者生活介護選定基準

項目番号	選定項目	算定要件	配点
<b>1 建物ハード面</b>			
1-1	看護・介護職員室について	居室のある各階に設ける。	15
1-2	洗濯室・汚物処理室について	居室のある各階に設け、かつ、汚物処理室は洗濯室に近接した場所に設ける。	15
1-3	居室の広さについて	内法で13.20㎡以上確保されている（サービス付き高齢者向け住宅の場合は、各戸の床面積が内法で25㎡以上確保されている）。 注）備付の家具、収納設備、トイレは含めないこと。洗面設備は床がぬけていれば含めて可	12
1-4	洗面台等について	全ての居室に、洗面設備（サービス付き高齢者向け住宅にあつては台所）が設けられている。	12
1-5	建築物の構造について	建築基準法第2条に規定する耐火建築物である。	9
1-6	トイレ・浴室について	全ての居室に、トイレ（サービス付き高齢者向け住宅にあつては浴室）が設けられている。	9
1-7	収納設備について	全ての居室に、収納設備が設けられている。	9

**2 サービスソフト面**

2-1	サービス提供体制強化について	一項目のみ	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上になるよう職員配置をする。	10
			介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上になるよう職員配置をする。	8
			看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上になるよう職員配置をする。	8
			入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上になるよう職員配置をする。	6
2-2	夜間看護体制について		常勤の看護師を1名以上配置しており、かつ、看護職員又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により利用者に対して24時間連絡できる体制を確保して必要に応じて健康上の管理棟を行う体制を確保し、かつ、重度化した場合における対応に係る指針を定めている。	10
2-3	看取り看護について		看取りに関する指針を定めており、かつ、看取りに関する職員研修を行っている。	10
2-4	認知症ケアについて		認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、認知症ケアに関する研修計画書を定めている。	10
2-5	個別機能訓練について		専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置する。	10
2-6	協力歯科医療機関について		協力医療機関と併せて協力歯科医療機関が確保されている。 ※協力医療機関との契約書については、日中及び夜間の緊急時に対応する医療行為を業務内容としていること。 ※協力歯科医療機関との契約書については、訪問歯科診療を行うことを業務内容としていること。	5

**3 設置主体**

3-1	外部監査の導入について		会計監査人（公認会計士又は監査法人）による外部監査を導入している。	10
3-2	特定施設入居者生活介護等の運営実績について	一項目のみ	申請日時点において、特定施設入居者生活介護の運営実績（3年以上）がある。	5
			申請日時点において、特定施設入居者生活介護の運営実績（1年以上3年未満）がある。又は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、又は認知症対応型共同生活介護のいずれかの運営実績（1年以上）がある。	3
3-3	資産状況について		申請日時点において、最新の貸借対照表又は、これに準ずる書類において、債務超過になっていない。	5
3-4	収支状況について		申請日時点において、最新の損益計算書又は、これに準ずる書類において、収支が黒字になっている。	5

**4 併設サービス**

4-1	併設サービスについて	一項目のみ	同一建物内又は同一敷地内に、小規模多機能型居宅介護事業所を開設する。 注）同一建物内に併設する場合は、動線が交わらないようにすること。川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第86条に定める登録定員が25名以上のものに限り、併設する。	20
			同一建物内又は同一敷地内に、複合型サービス事業所を開設する。 注）同一建物内に併設する場合は、動線が交わらないようにすること。川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第196条に定める登録定員が25名以上のものに限り、併設する。	25
4-2			同一建物内又は同一敷地内に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を開設する。 注）同一建物内に併設する場合は、動線が交わらないようにすること。	25

**5 地域包括ケアシステムの推進**

※内法で測定してください。また、トイレ、台所、洗面設備は面積から除いてください。

5-1	地域交流スペース	一項目のみ	60㎡確保	15
			50㎡以上55㎡未満	13
			45㎡以上50㎡未満	11
			40㎡以上45㎡未満	9
			30㎡以上40㎡未満	7

**6 地域バランス**

6-1	交通機関の利便性について	一項目のみ	当該計画地の半径500mの範囲内に、旅客駅（旅客が乗降するための駅。）が存在している。	5
			当該計画地の半径700mの範囲内に、旅客駅（旅客が乗降するための駅。）が存在している。	3
			当該計画地の半径1kmの範囲内に、旅客駅（旅客が乗降するための駅。）が存在している。	1

※1 「併設」において、それぞれの設置主体が同一の法人であること、又は同一の法人と同様に考えられる程度の密接な関係にあることとします。また、サテライト事業所での併設は、配点が認められませんので、御注意ください。

※2 「2-1 サービス提供体制強化」については、指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合においては、介護職員の総数の算定にあつては、指定特定施設入居者生活介護を提供する介護職員と指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する介護職員の合計数によるものとします。

※3 複数事業者の応募があつてそれぞれが同点だった場合には、上記項目番号順に比べて、差がついた時点にて、高い点数を取得している事業所を選定します（例：1-1で比較して同点だった場合、1-2で比較します。1-7で比較して同点だった場合、2-1で比較します）。

※4 全ての項目番号で差がつかなかった場合は、当該計画地の最寄駅を基準とした同心円上の距離を比較して短い方を選定します。なおこの場合には、公平性の観点から、本市にて測定をさせていただきます。

※5 各項目の得点について、申請書類の提出時に市職員と確認を行いますが、得点の記載については申請者の責任で確定させるものとします。よって、記載に誤りがあつた場合にも、補正期限が過ぎたあとは原則的に補正を受けませんので、内容をよく確認したうえで御提出ください。なお、得点を算定した項目について、要件を満たしていないことが明らかになった場合は、補正期限を過ぎていても減点の措置を取れるものとしますので、予め御了承ください。